

{ 平13. 11. 27 }
{ 総 19 - 10 }

説 明 資 料

(そ の 他)

目 次

(納税者番号制度)

- ・ 納税者番号制度 2
- ・ わが国税制の現状と課題（要約）（抄） 納税者番号制度 3
- ・ 証券税制等についての意見 4
- ・ 主要国における納税者番号制度の概要（未定稿） 5
- ・ 個人付番方式の比較 6
- ・ 納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較 7

(環境問題への対応とエネルギー関係諸税等)

- ・ 地球温暖化問題の経緯 9
- ・ わが国税制の現状と課題（要約）（抄） 環境問題への対応 10
- ・ 環境政策としての各手段の比較（主として地球温暖化対策の観点から） 11
- ・ EU諸国等における地球温暖化問題に対する税制面からの取組み（未定稿） 12
- ・ EU諸国等における地球温暖化問題に対する税制面での措置の概要（未定稿） 13
- ・ わが国の税制と環境との関わり 14
- ・ エネルギー関係諸税等の概要 15

(国際課税)

・ 様々な事業体を通じたクロスボーダー取引の例	18
・ 「有害な税の競争」の問題点	19
・ OECDにおける「有害な税の競争」への対応	20
・ OECD加盟国有害税制リストに掲載された措置一覧(2000年6月)	21
・ OECDにおいてタックス・ヘイブンと認定された国・地域一覧(2000年6月)	23

(電子申告等)

・ e-Japan重点計画(抄)	25
・ 規制改革推進3ヵ年計画(抄)	26
・ 改革工程表(抄)	27

納税者番号制度

納税者番号制度

1. 納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方(金融機関等)に番号を告知すること

(ロ) 納税申告書及び取引の相手方(金融機関等)が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載すること

を義務づけることによって、納税者に関する課税資料を、その番号をキーとしてマッチング(突き合わせ)して整理し、管理する方式である。

2. 諸外国においては、米国(年金番号方式)、北欧諸国(住民台帳方式)等において納税者番号制度が採用されている。

3. 番号制度の検討・準備状況

社会保険庁 :平成9年1月から、基礎年金番号が実施されている。

総務省 :平成10年3月、「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成11年6月に衆議院を通過し、8月12日に参議院において可決・成立した。

第二 個別税目の現状と課題

六 その他の諸課題

1.納税者番号制度

納税者番号制度は、適正・公平な課税の実現、税務行政の効率化・高度化、さらには、納税者の税制への信頼の向上にも資するものです。

近年、番号利用の一般化、行政における全国一連の番号の整備、国際化・電子化の進展など、納税者番号制度をめぐる諸状況の変化が見られます。

課税方式の議論との関連において、納税者番号制度の導入は、利子所得などを含めた総合課税化の前提条件となり、個人所得課税の課税方式の選択の幅を広げます。

タックス・コンプライアンス(税制への信頼と納税過程における法令遵守)の向上に寄与することが、納税者番号制度の重要なメリットであり、資料情報制度などの納税を支える他の諸制度のあり方とも併せて検討を行っていくことが必要です。

納税者番号制度の導入時のコストは、民間・行政の双方で相当な規模となり、特に、民間において相当程度のコストが新たに生じることが避けられません。また、資金シフトなどの経済取引への影響を踏まえると、制度の対象範囲はできる限り広くすることが求められ、その分、コストは大きなものになります。

プライバシー保護の問題に関しては、民間における個人情報の不正売買などの危険性があり、今後の個人情報保護の基本法制の検討などの推移を見守っていく必要があります。不正アクセス防止の技術的方策などの検討も重要です。

納税者番号制度は、国民生活全般に大きな影響を及ぼすものであり、その導入については、国民の理解と協力が不可欠です。したがって、制度の意義、様々な論点について、今後、国民の間で更に議論が深まることを期待するとともに、全国一連の番号の整備をはじめとした諸状況の進展を踏まえながら、その導入について検討を進めていく必要があります。

証券税制等についての意見

(平成13年9月18日、税制調査会金融小委員会)

抜 粋

II .証券税制のあり方

(1) 基本認識

二 なお、金融証券税制の構築に際し、納税者番号制度が存在しないことが、一定の制約要因となっていることは否定できない。納税者番号制度の導入に向けて、具体的な検討を促進することが必要と考える。

主要国における納税者番号制度の概要(未定稿)

国名	番号の種類	適用業務	付番者(数)	人口 (2000年現在)	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金 、兵役等	約 3億 8,100 万人 (累積数) (1997年現在)	2億 8,142万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金 等	約 3,153万人 (累積数) (1997年現在)	3,075万人	人的資源開 発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード (10桁)	税務、年金、住民管理 、諸統計、教育等	全 住 民	534万人	内務省中央 個人登録局	個人登録に關す る法律	1968年
スウェーデン	統一コード (10桁)	税務、社会保険、住民 管理、諸統計、教育等	全 住 民	887万人	国 税 庁	人口登録制度に 關する勅令・政 令	1968年
ノルウェー	統一コード (11桁)	税務、社会保険、諸統 計、教育、選挙等	全 住 民	449万人	登 録 庁	人口登録制度に 關する法律	1970年
韓 国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保障、旅券 の発給等	全 住 民	4,727万人	内 務 部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード (1文字8数字)	税務、年金、車両登録 等	全 住 民	402万人	内務省国家 登録局	国家登録法	1995年
イタリヤ	統一コード (文字及び数字 の組合せ)	税務、諸許認可等	約 5,000万人 (1997年現在)	5,753万人	財 政 省	納税者登録及び 納税義務者の納 税番号に關する 大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード (9桁)	税務、所得保障等	約 1,250万人 (1996年現在)	1,916万人	国 税 庁	1988年度税制改 正法	1989年

個人付番方式の比較

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根拠規定	国民年金法施行規則(厚生省令)	住民基本台帳法
付番機関	社会保険庁	市町村 (都道府県又は全国センターにおいても管理)
付番対象者	公的年金加入者等(外国人も含む)	居住者(外国人を除く)
保有情報	番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、 公的年金加入情報 (注)住所の変更は、本人の届出による	コード + 氏名、住所、性別、生年月日等
他の行政機関に提供される情報	なし	コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日理由)
番号カード	なし	本人の申請により発行 (注)住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は総務省令において規定
目的	公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 供給調整の適正化 行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)	住民基本台帳事務の簡素化・効率化 (転入・転出事務等) 国の行政機関等への情報提供 (法令上明確に規定された分野に利用を限定)
プライバシー保護規定	個人情報保護法	法律による厳格な保護措置 附則修正：「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」旨の規定が加えられた
民間での利用	加入者本人に他に利用されないよう注意喚起	民間による利用を禁止
検討・実施状況	8年4月 システムテスト 住所情報等収集 広報 10月 付番対象者確認 12月 番号通知 9年1月 実施	8年3月 研究会最終報告 7月～10月 自治大臣懇談会 9年6月 住民基本台帳法の一部改正試案公表 10年3月 住民基本台帳法一部改正法案国会提出 11年6月 同法案、衆議院通過(附則一部修正) 8月 参議院において可決・成立 公布

納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較

(平成 12 年 7 月 税制調査会 わが国税制の現状と課題

21 世紀に向けた国民の参加と選択 より抜粋)

	年金番号方式 (基礎年金番号)	住民基本台帳方式 (住民票コード)
メリット	<p>国民に受益を伴う行政分野で利用されているので、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられるのではないかと。</p> <p>基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方(金融機関等)との自己証明・本人確認の場面においても活用可能である。</p> <p>(他方、民間における個人情報保護の問題について検討が必要。)</p>	<p>外国人を除く居住者すべてが対象であり、住所異動を正確に把握できる。</p> <p>住民票コードについて法律上の根拠がある(住民基本台帳法で規定)。</p>
デメリット	<p>年金非対象者等については自主申請とならざるを得ないことから全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じ得る(注)。</p> <p>(公的年金制度に加入していない者についても、自主的に番号を取得することを促す仕組みを作ることなどによって番号制度の枠組みに取り込めるのではないかと。)</p> <p>基礎年金番号について法律上の根拠がない(厚生省令で規定)。</p>	<p>住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方(金融機関等)との自己証明・本人確認の場面では活用できない。</p> <p>住民票コードについては、今後の整備、定着・活用の状況等に十分留意する必要があるのではないかと。</p> <p>(身近な市町村の住民票の記載事項であるため、受け入れやすいのではないかと。)</p>

(注) 基礎年金番号は、公的年金加入者等(外国人も含む)が対象であり、住所の変更は本人の届出による。

環境問題への対応とエネルギー関係諸税等

地球温暖化問題の経緯

1992年5月 気候変動枠組条約採択（1994年3月発効）

1997年12月 気候変動枠組条約 第3回締約国会議（COP3、いわゆる「京都会議」）

- ・ 各国ごとにCO₂等の温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書採択
- ・ 削減目標（1990年を基準年・2008～2012年の5年間に達成）日本 6%、米国 7%、EU 8%

（注）日本は、1999年度の温室効果ガス排出量が1990年度を約6.8%上回っている状況

1998年6月 地球温暖化対策推進大綱（地球温暖化対策推進本部決定）

- ・ 1998年10月には、地球温暖化対策推進法も成立

2001年7月 気候変動枠組条約 第6回締約国会議（COP6）再開会合

- ・ 森林管理による吸収分の上限など京都議定書の運用ルールの中核的要素に関して基本的に合意

2001年11月 気候変動枠組条約 第7回締約国会議（COP7）

- ・ COP6再開会合における基本的合意内容等（途上国支援、吸収源等）の採択

わが国税制の現状と課題

- 21世紀に向けた国民の参加と選択 - (要約)

(税制調査会、平成12年7月)

第二 個別税目の現状と課題

六 その他の諸課題

3. 環境問題への対応

様々な環境問題への対策としては、汚染者負担原則（PPP）を基本としつつ、それぞれの問題の性格に応じて、規制的手法、自主的取組み、経済的手法といった各種手法の特徴を踏まえた適切な組合せを考えていくことが必要です。地球温暖化問題など、排出源が多数存在し排出削減に向けた継続的なインセンティブが必要な問題については、税を含む経済的手法の有効性が指摘されています。

検討に当たっては、まず環境施策全体の中での税制の位置付けが明確にされる必要があります。地球温暖化対策全体の具体的内容が検討される中で、税制以外の各種手法の活用に加えて、税制の活用の必要性について十分な議論が求められます。

地球温暖化対策として化石燃料への課税について検討する場合、既存のエネルギー関係諸税との関係についてどう考えるかという議論があります。

税収を特定財源等として活用することについては、税の基本的な考え方からすれば好ましくないと考えられます。一方、環境施策の財源調達手段として検討すべきとの意見がありました。

国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力が得られることが不可欠です。当調査会としては、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、PPPの原則に立って、引き続き幅広い観点から検討を行っていきたいと考えます。

(注) 汚染者負担原則（PPP） 環境負荷の原因者に対して負担を求めるべきという原則

環境政策としての各手段の比較（主として地球温暖化対策の観点から）

種 類	概 要	メリット	デメリット
規制的手段	汚染物質排出の基準等を設定 違反に対する制裁	企業等が汚染削減費用のみを負担すればよく、（規制の水準にもよるが）比較的合意を得やすい。 罰則等の担保措置が強力であれば実効性が高い	排出源が拡散している場合には、その基準設定や網羅的な監視等に多大なコストがかかる 規制値を超える排出削減に対するインセンティブが働かない
自主的取組み		社会的合意が得やすい。	社会的に望ましい水準までの対策がとられるとは限らない フリーライダーが生じ、対策を講じる企業が経済的に不利になるおそれ
経済的手段			
税・課徴金	汚染物質の排出等に税・課徴金を課し、過剰生産を抑制	市場メカニズムを通じて各主体が最も効率的な対策を選択するため、多数の排出源があっても社会全体として最も少ないコストですむ。 継続的なインセンティブがあり、技術開発等にも長期的にプラスの影響を与える 収入をもたらす	社会的影響が最も広範に及び、社会的合意の形成が大変 排出権取引と比べれば、特定排出源に対する細かな配慮を盛り込みにくい
助成措置	汚染物質の排出削減行為に対し助成	経済的には税・課徴金と同様の効果 社会的合意が得やすい	<u>PPPに反する可能性あり</u> 汚染者に公的資金から便益を供給することの社会不公正 別途財源が必要
排出権取引	排出許容量(権利)を個々の主体に割当て 市場での取引可能	排出総量自体のコントロールが可能 広範な経済主体について、主体ごとの裁量の余地が大きく、柔軟な対応が可能。 特定の経済主体に対する配慮が可能	初期割当て配分の決定が非常に困難 税より市場創設・監視体制にコストがかかる
デポジット制	製品の本来価格に預り金を上乗せ 使用後製品の返却の際に預金を返却	(地球温暖化対策としては議論されていない)	(地球温暖化対策としては議論されていない)

EU諸国等における地球温暖化問題に対する税制面からの取組み（未定稿）

フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	デンマーク	オランダ
<p>1990年 炭素税の導入 ・炭素含有量に応じた課税を導入</p> <p>1994年 ・炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に</p> <p>1997年 ・炭素含有量のみに応じた課税に再変更</p>	<p>1991年 炭素税の導入 ・既存の燃料税に炭素税を上乗せ。ただし、課税は炭素含有量に比例せず。</p> <p>1992年 ・石炭等に課税対象を拡大</p>	<p>1991年 炭素税の導入 ・炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ</p>	<p>1992年 炭素税の導入 ・炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ</p>	<p>1988年 ・一般燃料課徴金の導入（環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合）</p> <p>1990年 ・一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ</p> <p>1992年 一般燃料税の導入 ・炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行</p>
イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	
<p>1993～99年 炭化水素油税の引上げ ・税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）</p> <p>2001年 気候変動税の導入 ・事業用の電気、石炭、ガスの供給に課税対象を拡大</p>	<p>1999年 鉱油税の引上げ、電気税の導入 ・2000年から4年間に亘り両税の税率を段階的に引上げ</p>	<p>1999年 ・汚染活動一般税の導入（廃棄物、大気汚染物質、航空機騒音に係る各種の課徴金を統合）</p> <p>2000年 ・汚染活動一般税の課税対象を事業によるエネルギー中間消費に拡大する施策が違憲判決により無効</p>	<p>1999年 物品税の改正 ・鉱物油に係る既存の物品税の税率を炭素含有量に応じたものとするとともに、2005年まで段階的に引上げ ・石炭等に課税対象を拡大</p>	<p>1996年 燃料規制税の導入 ・家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入</p>

EU諸国等における地球温暖化問題に対する税制面での措置の概要（未定稿）

	フィンランド	ルウエー	スウェーデン	デンマーク	オランダ		イギリス		ドイツ		イタリア
税目	炭素税	炭素税	炭素税	炭素税	一般燃料税	燃料規制税	炭化水素油税	気候変動税	鉱油税	電気税	物品税
施行時期	1990年導入 (既存のエネルギー - 税に 上乘せ)	1991年導入 (既存のエネルギー - 税に 上乘せ)	1991年導入 (既存のエネルギー - 税に 上乘せ)	1992年導入 (既存のエネルギー - 税に 上乘せ)	1992年導入 (税率引上げ)	1996年導入 (追加課税)	1993～99年 (税率の大幅 な引上げ)	2001年導入 (課税対象の 拡大)	1999年 (2004年まで 段階的に税 率引上げ)	1999年導入 (課税対象の 拡大)	1999年 (2005年まで 段階的に税 率引上げ)
主な課税物件 ガソリン 灯油 軽油 重油 石炭 LPガス 天然ガス 電力											
課税対象とされる主な用途	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業・家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業用のみ	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用
課税段階 (納税義務者)	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	供給	製造・輸入	供給	製造・輸入
課税主体	国										
税収使途	一般財源										

(備考) 2001年現在。各国資料により作成。

わが国の税制と環境との関わり

環境との関わり	具 体 例
課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減（CO2 排出抑制等）と整合的なもの	石油税・揮発油税等（石油等に対する従量税） 自動車重量税・自動車税等（車両重量・排気量等によって税率を設定）
個々の政策目的に照らし特例的に税負担の軽減等を行うもののうち環境に関連するもの（PPPにも反する可能性あり）	法人税等の特例措置（主なもの） ・エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却又は税額控除 ・公害防止用設備の特別償却 ・再商品化設備等の特別償却 自動車税のグリーン化・自動車取得税の軽減措置

エネルギー関係諸税等の概要

国 税

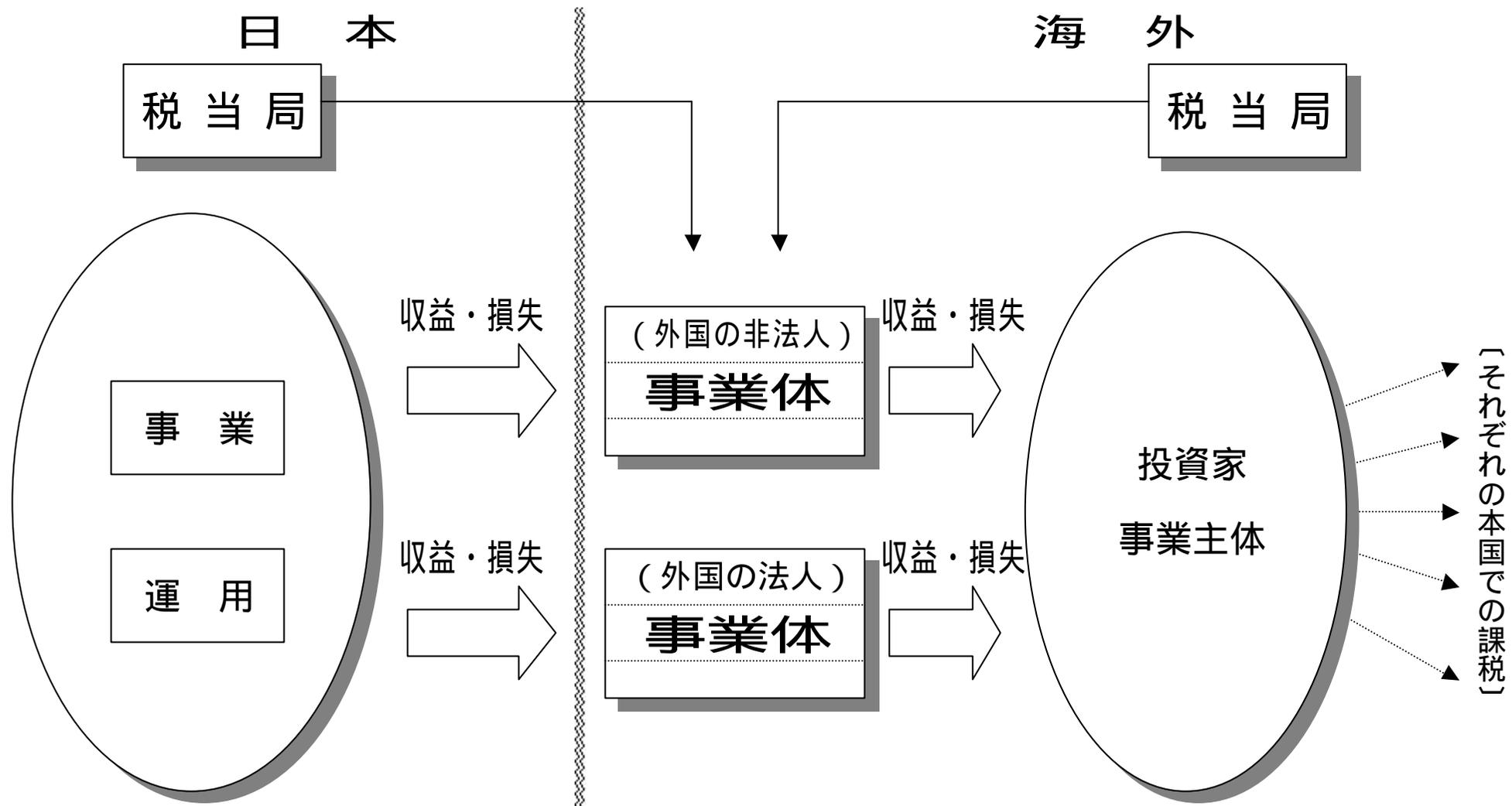
税 目	課税対象	税 率	税 収 (13年度予算額)
石 油 税	原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素	原油、輸入石油製品 1キロリットルにつき 2,040円 輸入LPG 1トンにつき 670円 国産天然ガス、輸入LNG 1トンにつき 720円	億 円 4,880
揮 発 油 税	揮 発 油	1キロリットルにつき 48,600円	28,365
地方道路税	揮 発 油	1キロリットルにつき 5,200円	3,035
石油ガス税	自動車用石油ガス	1キログラムにつき 17円50銭	280
航空機燃料税	航空機燃料	1キロリットルにつき 26,000円	1,064
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	千キロワット時につき 445円	3,799
自動車重量税	車検を受ける自動車等	(例) ○乗用車 自重0.5トンごとに (自家用) 6,300円(年) (営業用) 2,800円(年) ○トラック 2.5トン超総重量1トンごとに 6,300円(年) 2,800円(年) 2.5トン以下総重量1トンごとに 4,400円(年) 2,800円(年) ○バス 総重量1トンごとに 6,300円(年) 2,800円(年) ○軽自動車(検査対象) 1両につき 4,400円(年) 2,800円(年)	11,253

地方税

税 目	課税対象	税 率	平成13年度 収入見込額
軽油引取税	軽油の引取り	1キロリットルにつき 32,100円	億円 12,472
自動車税	乗用車、トラック、 バス等 〔軽自動車等及び 大型特殊自動車 を除く。〕	(例) 乗用車(1000cc超1500cc以下) (自家用) (営業用) 34,500円 8,500円 トラック 25,500円 18,500円 バス 一般乗合用のもの - 14,500円 " " 以外のもの - 38,000円 " 49,000円 -	17,889
軽自動車税	軽自動車、二輪の 小型自動車、原付 自転車等	(例) 原動機付自転車(50cc以下のもの) 1,000円 (自家用) (営業用) 軽乗用車 7,200円 5,500円 軽トラック 4,000円 3,000円	1,320

国 際 課 税

様々な事業体を通じたクロスボーダー取引の例



「有害な税の競争」の問題点

経済のグローバル化
(資本移動の自由化、通信革命等)



「足の速い」経済活動（金融その他のサービス産業）誘致のための有害な税の引き下げ競争



可動性の低い課税ベース（勤労所得、消費等）の相対的重課
税体系の公平性、中立性を損なう
課税ベースの侵食（税収の減少）
資本移転・経済活動の歪曲

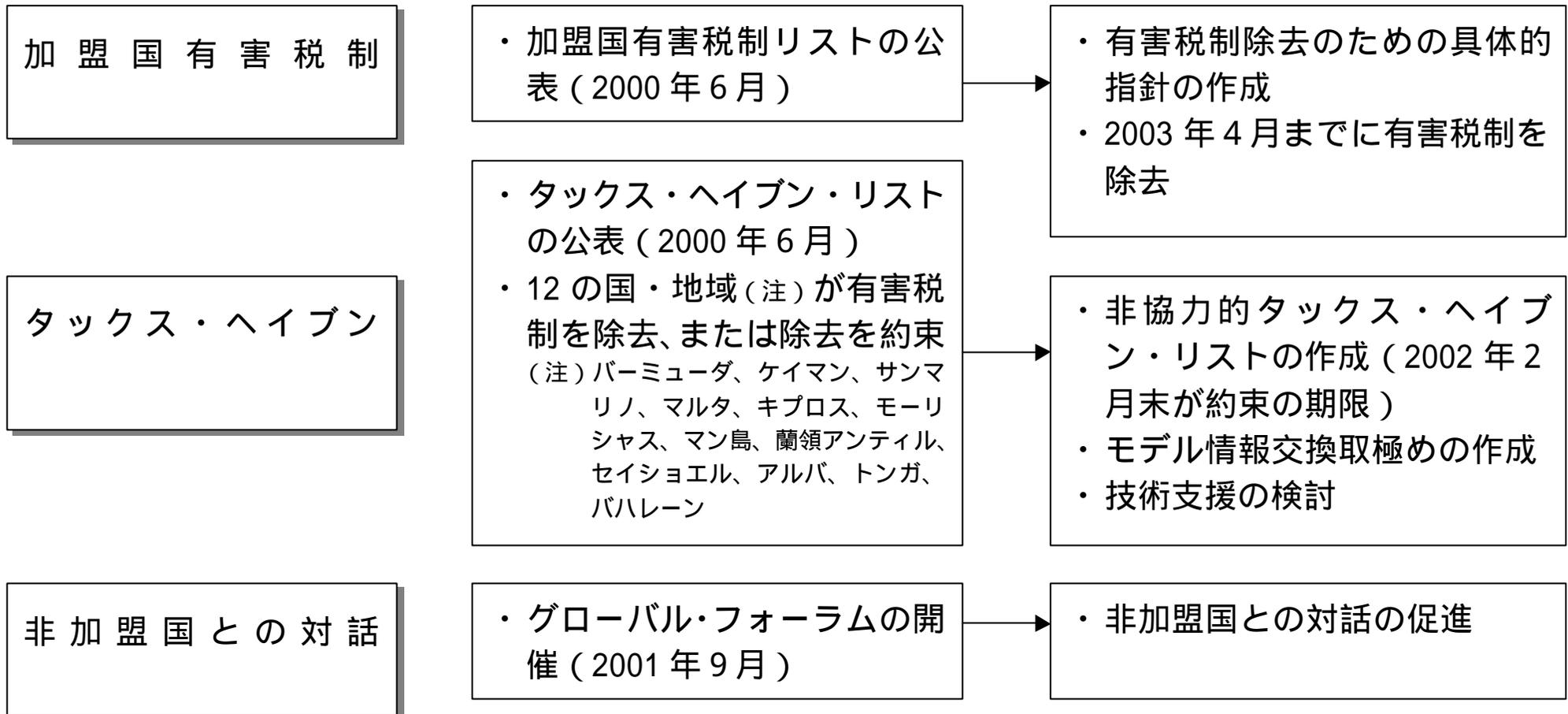
OECDにおける対応

- ・ 1998年4月「有害な税の競争報告書」
- ・ 2000年6月「有害な税制の特定と除去に関する進捗状況についての報告書」
- ・ 2001年11月「2001年報告書」

OECDにおける「有害な税の競争」への対応

これまでの活動

今後の作業



OECD加盟国有害税制リストに掲載された措置一覧（2000年6月）

1998年報告書における有害な租税優遇措置の判定基準に基づいて潜在的に有害な税制として認定された税制（47）

（注）OECD加盟国は新規の有害税制を導入しないこと、及び2003年4月までに以下の既存の有害税制を撤廃することを約束している。

保険関係

オーストラリア	オフショア金融税制	イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター（*）
ベルギー	地域統括本部税制	ルクセンブルグ	金融支店税制
フィンランド	アランド キャプティブ保険税制	オランダ	国際グループ金融税制
イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター	オランダ	企業内金融税制
アイルランド	国際金融サービスセンター（ダブリン）	オランダ	金融支店税制
ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター	スペイン	バスク・ナバラ コーディネーション・センター
ルクセンブルグ	再保険会社税制	スイス	管理会社税制
スウェーデン	外国損害保険会社税制		

金融子会社・リース関係

ベルギー	地域統括本部税制（*）
ハンガリー	ベンチャーキャピタル会社税制
ハンガリー	国外活動会社優遇税制
アイスランド	国際貿易会社税制
アイルランド	国際金融サービスセンター（ダブリン）（*）
アイルランド	シャノン空港区域

ファンド・マネージャー関係

ギリシア	投資信託ポートフォリオ投資会社税制
アイルランド	国際金融サービスセンター（ダブリン）（*）
ルクセンブルグ	マネジメント会社税制
ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター（*）

銀行関係

オーストラリア	オフショア金融税制（*）
カナダ	国際金融センター
アイルランド	国際金融サービスセンター（ダブリン）（*）
イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター（*）
韓国	オフショア業務税制
ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター（*）
トルコ	イスタンブール オフショア金融税制

地域統括本部関係

ベルギー	地域統括本部税制（*）
フランス	地域統括本部税制
ドイツ	地域統括本部税制
ギリシア	外国会社税制
オランダ	コスト・プラス・ルーリング
ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター（*）
スペイン	バスク・ナバラ 地域統括本部（*）
スイス	管理会社税制（*）
スイス	サービス会社税制

販売子会社関係

ベルギー	販売子会社税制
フランス	ロジスティックス・センター

オランダ	コスト・プラス/リセールマイナス・ルーリング
トルコ	トルコ自由貿易地域

サービス・センター関係

ベルギー	サービス・センター
オランダ	コスト・プラス・ルーリング（*）

国際海運関係

カナダ	国際海運税制
ドイツ	国際海運税制
ギリシア	国際海運事務所税制
ギリシア	国際海運税制
イタリア	国際海運税制
オランダ	国際海運税制
ノルウェー	国際海運税制
ポルトガル	国際海運税制（マデイラ）

その他

ベルギー	インフォーマル・キャピタルルーリング
ベルギー	外国販売会社税制
カナダ	非居住者所有投資法人税制
オランダ	インフォーマル・キャピタルルーリング
オランダ	外国販売会社税制
米国	外国販売会社税制

（注）上記のリストには 47 の措置が分類して掲げられているが、措置によっては、複数のカテゴリーに分類されることがあり、*はそれを示している。

OECDにおいてタックス・ヘイブンと認定された国・地域一覧（2000年6月）

1. 2005年までに有害税制を除去することを約束しそれを公表した国・地域（6）

バーミューダ諸島	ケイマン諸島（英）
サンマリノ共和国	マルタ共和国
キプロス共和国	モーリシャス共和国

（注）上記6つの国・地域については、タックス・ヘイブン判定基準は満たすものの、有害税制を除去することを約束したことから、下記のリストには掲載されないこととされた。

2. タックス・ヘイブン・リストに載せられた国・地域（35）

アンドラ公国	バルバドス	グレナダ
モルディヴ共和国	ニウエ（ニュージーランド）	セント・ビンセント及びグレナディーン諸島
アンギラ（英）	ベリーズ	ガーンジー/サーク/マンナリー（英）
マーシャル諸島共和国	パナマ共和国	トンガ王国
アンティグア・バーブーダ	英領ヴァージン諸島（英）	マン島（英）
モナコ公国	サモア独立国	タークス諸島・カイコス諸島（英）
アルバ（蘭）	ドミニカ国	ジャージー（英）
モンセラット（英）	セイシェル共和国	米領ヴァージン諸島（米）
バハマ国	クック諸島（ニュージーランド）	リベリア共和国
ナウル共和国	セント・ルシア	ヴァヌアツ共和国
バハレーン国	ジブラルタル（英）	リヒテンシュタイン公国
オランダ領アンティル（蘭）	セント・クリストファー・ネイビス	

電子申告等

e-Japan 重点計画(抄)

平成 13 年 3 月 29 日

IT 戦略本部

5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

(2) 施策の意義

主な項目	2003 年度における姿
申請・届出等手続の電子化	・実質的にすべての申請・届出等手続が、原則として 24 時間、自宅や事務所から行うことが可能となる。(例) 国税申告手続、…。
歳入・歳出の電子化	・申請・届出等に必要な手数料納付、納税等インターネットにより行うことが可能となる。

(3) 具体的施策

① 行政の情報化

ア) 国民、企業と行政との間の情報化

国民、企業が、様々な行政情報へのアクセス、申請・届出等手続をインターネット等により簡易に行うことを可能とすることを通じ、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する。このため、行政情報の電子的提供、申請・届出等手続のオンライン化等を迅速かつ重点的に実施し、国民等の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資する。

b) 申請・届出等手続の電子化

国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003 年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。

その際、各府省は、申請・届出等手続をオンライン化(電子化)する場合において、当該事務に係る行政経費の低減を図りつつ、適正に手数料単価を設定するものとする。

d) 歳入・歳出の電子化

歳入・歳出事務の電子化を図ることにより、国民等の負担軽減と利便性の向上を図る。

歳入金・国税の納付及び歳出金・国税還付金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、2003 年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込を可能とするためのシステム整備、運用を開始する。

規制改革推進3カ年計画（抄）

平成13年3月30日
閣議決定

Ⅱ 横断的措置事項

1 IT関係

(3) 個別事項

エ 社会・行政の情報化の推進

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
⑩行政の情報化 (各府省)	b 申請・届出等手続の電子化 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。	15年度までに実施		
	d 国庫金事務の電子化 国税、年金の徴収・支払等国庫金事務について、電子化を推進する。	13年度以降逐次実施		
	(a) <u>国税の申告等手続について、平成15年度から、一部税目について、インターネット等による申告を可能とする。</u>			実施
	(b) 歳入金・国税の納付及び歳出金・国税還付金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成15年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込を可能とするためのシステム整備、運用を開始する。	15年度までに実施		

改革工程表(抄)

平成13年9月26日

分野名	改革の理念(考え方)
IT	5年以内に世界最先端のIT国家になるとの目標に向け、「e-Japan重点計画」(平成13年3月29日)及び「e-Japan2002プログラム」(平成13年6月26日)に基づき、重点的かつ戦略的にIT施策を積極的に実施する。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	略	
II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(I) 14年3月までに措置		
① 通常国会で措置		
(A) 14年度予算 (B) 法改正		
	○行政手続のオンライン化に伴う関係法律の整備のため、法案を提出する。	総務省 関係府省